

業務委託契約書

文部科学省（以下「発注者」という）と株式会社ディスコ（以下「受託者」という）は、発注者が受託者に委託する業務（以下「本業務」という）に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（本業務の内容）

発注者が受託者に委託する本業務の内容は次の各号のとおりとする。詳細は添付別紙「仕様書」に定めるものとする。

- (1) 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の給付に向けた申請等フォームの設計業務
- (2) 上記に付帯し、受託者が運営するサービス「キャリタス Contact」を本契約に基づき教育機関に提供し、利用を促進させる業務

第2条（本業務の変更）

本業務の内容または委託料金等に変更が生じる場合は、別途当事者で協議の上、書面により定めるものとする。

第3条（委託料金）

本業務にかかる委託料金は、金901,400円（消費税別途）とする。発注者は、受託者が発行する請求書の発行日の翌月末日までに、受託者の指定する銀行口座に振り込むことにより当該委託料金を受託者に支払うものとする。なお、消費税額については、法令の定めに従い、法令に基づく税率が適用されるものとする。

第4条（履行状況の報告）

発注者は、本業務の履行状況等について、必要に応じ、受託者に報告を求めることができるものとする。

第5条（権利義務の譲渡禁止）

発注者および受託者は、あらかじめ相手方の文書による承認がない限り、本契約の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとする。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 発注者および受託者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員

- ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他前各号に準ずる者
2. 発注者および受託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 発注者および受託者は、本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、相手方に通知することにより、本契約の失効または再委託の停止をすることができる。

第7条（損害賠償）

発注者および受託者は、相手方が本契約に違反したことにより損害が生じた場合には、当該相手方に対して、通常生ずべき損害の賠償を請求することができる。

第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から令和2年8月31日までとする。但し、発注者および受託者は、別途協議の上、書面を取り交わすことにより本契約を解約することができる。

第9条（解除）

1. 発注者または受託者は、相手方が本契約の各条のいずれかに違反したときには、書面による催告のうえ、本契約の全部または一部を解除することができる。
2. 発注者または受託者が、以下のいずれかに該当するときには、催告その他のなんらの手続きを要することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 差押、強制執行、競売、滞納処分、整理、民事再生、会社更生、破産などでの手続きが開始されたとき、その他財産状況が悪化したと認められるとき
 - (2) 不渡り処分、手形交換所の取引停止処分、または当該官庁からの営業停止、取消などの処分を受けたとき

第10条（協議解決）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項について疑義が生じた場合には、発注者受託者誠意をもって協議し、速やかにかつ円満にその解決にあたるものとする。

第 11 条（準拠法および合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、協議により解決できない本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所（訴額が 140 万円以下のもの）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者受託者それぞれ記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

発注者

受託者

東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号
飯田橋ファーストビル [91階階](#)

株式会社ディスコ
代表取締役社長 新留 正朗